

川崎市幸区選挙管理委員会告示第19号

令和7年10月26日執行の川崎市長選挙に伴い、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第17条第1号の規定により、次の期間における選挙人名簿の登録の移替えは、当該期間の最終日の翌日以降に延期します。

令和7年9月19日提出

川崎市幸区選挙管理委員会

委員長 海老塚 美子

登録の移替えを停止する期間

令和7年9月22日から令和7年10月26日まで

ただし、令和7年10月26日執行の川崎市長選挙に伴う公職選挙法（昭和25年法律第100号）第22条第3項の規定による登録により新たに選挙人名簿に登録される者と同じ世帯の選挙人の登録の移替えを停止する期間については、当該登録を行った日から選挙期日までとし、公職選挙法第30条の5第4項の規定による在外選挙人名簿への登録の移転の申請をするときに選挙人名簿の登録の移替えが必要となる者については、登録の移替えの停止を行わない。